

地方分権改革の実現に向けた提言(案)

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の四州市は、地域の自主性・自立性を高めるとともに個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、これまで地方分権改革に積極的に協調・連携して取り組んできた。

地方分権改革については、国において、地方分権改革推進委員会による数次にわたる勧告を踏まえ、今年6月に、第3次一括法が公布されるとともに、地方分権改革推進本部や地方分権改革有識者会議を設置し、調査審議が行われ、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」の決定がされたところである。

また、第30次地方制度調査会において、道府県から指定都市への事務移譲等、大都市制度の改革等の答申が取りまとめられるなど、真の分権型社会の実現に向けて取組が一步前進しているものと評価している。

しかしながら、義務付け・枠付けの見直しについて、地方に裁量の余地のない「従うべき基準」が多く設定されていることや更なる見直しが必要であること、また、国から地方への事務権限の移譲について地方からの提案が実現されていないものがあるなど、取組が不十分な状況にある。

今後は、地方が自らの判断と責任において地域の実情に沿った行政運営ができるよう「国と地方の協議の場」等を通じて、地方の意見を最大限尊重した改革を推進することを強く期待するものである。

1 更なる地方分権改革の推進に向けた確実な取組を

政府は、今後の地方分権改革の方向性を明らかにするために取りまとめることとされた「今後の展望」において、地方の意見を十分に踏まえ、真の地方分権型社会の実現に沿った内容を盛り込むとともに、更なる地方分権改革の推進に向けた取組を確実に実行すること。

2 国と地方の役割分担の徹底した見直しによる地方への権限移譲を

(1) 国と地方の役割分担については、「補完性の原則」に基づき、徹底した見直しを行い、地方にとって行政サービスの実質的な決定権の拡大につながることを第一として、地方分権改革推進委員会勧告で示された内容にとどまらず、地方への大幅な権限移譲を進めること。また、権限移譲に当たっては、確実に、必要な税財源を一体的に移譲すること。

(2) 義務付け・枠付けの見直しについては、地方分権改革推進委員会の勧告で示された条項のうち、国において検討されたもののこれまで見直しが実施されていないものや同勧告において対象とならなかった条

項について、地方からの意見を十分踏まえ、早期に、廃止を基本として、政治主導による更なる見直しを行うこと。

また、見直しを行う際は、法制化により既に設定されたものの撤廃も含め、「従うべき基準」の設定は行わないこと。

- (3) ハローワークの地方移管をはじめとし、国の出先機関については、廃止を原則とし、人員の削減を含めた抜本的な事務事業の見直しを行い、都道府県・指定都市への大幅な権限と税財源の移譲を行うこと。

また、人員の移管については、国以上に大幅な職員定数の見直しを行っている地方の現状や意見を十分に反映すること。

3 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築を

- (1) 地方が自主的かつ自立的に行財政運営を行えるよう、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの一層の税源移譲について、具体的な工程を明示し、地方の役割分担に見合う地方税源の充実強化を行うこと。

- (2) 自動車取得税及び自動車重量税の見直しに当たっては、両税が地方自治体の都市基盤整備などの貴重な安定財源となってきた経緯等を踏まえ、地方自治体に減収が生ずることのないよう、地方税により安定的な代替財源を確保すべきであり、具体的な代替財源を確保することなく、両税を縮減しないこと。

- (3) 償却資産に対する固定資産税は、市町村の行政サービスを享受していることに着目して課する同税の性格や、行政サービスを提供する上での貴重な安定財源であることを踏まえ、国の経済対策等の観点から見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

- (4) 神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成25年3月の最高裁判決は、地方の課税自主権が、あまりに狭い範囲に止まっていることを示したものである。現在の法律では、地方分権の推進や課税自主権の積極的な活用を図ることが困難と言わざるを得ない。

この判決の補足意見で、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

- (5) 国の中期財政計画では、歳出特別枠等をリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへ切替え、歳入・歳出面の改革を進めるとしているが、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税の総額を確

保すること。

また、地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応することとし、臨時財政対策債は平成25年度をもって廃止すること。

なお、平成25年度において地方公務員給与の削減を目的に地方交付税の削減が行われたが、国の政策目的を果たすための手段として地方交付税を用いることは、地方共有の固有財源という性格を否定するものであり、このような国による一方的な政策誘導や義務付けとなるような措置を二度と行わないこと。

(6) 地方自治体間の財政力格差の是正については、地方交付税総額の充実をはじめ、地方税財政制度を抜本的に改革する中で行うこととし、地方法人特別税は、速やかに地方税として復元すること。

(7) 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきであり、国は速やかにその工程を明らかにすること。

それまでの間、国庫補助負担金について、首都圏の都市基盤整備等の意義や役割を踏まえた行政需要を斟酌した上で、各団体が担うべき事業の必要額を安定的かつ確実に確保し、国の一方的な財源捻出の手段として総額削減は行わないこと。

また、地方自治体間の財政調整は、地方交付税により行うべきであり、国庫補助負担金等による財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、地域自主戦略交付金の廃止に伴い、各省庁の交付金等に移行されたものを含め、事務手続をより一層簡素化するなど運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

(8) 国において新たな施策や制度改正を実施する場合は、事務費用も含め、国が責任をもって全額を負担し、地方に財政的な負担を生じさせないこと。

(9) 安心子ども基金による事業等、現在基金を財源として実施しており、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものについては、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財政措置を講じること。基金事業の進捗状況に応じ必要なものは期間を延長するとともに、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、更なる要件の見直しを行うこと。

4 「国と地方の協議の場」の実効性ある運営を

国と地方の協議の場については、国と地方が対等な立場で協議を行い、引き続き地方の意見を真摯に受け止め、確実に政策に反映させること。そのため、国は、政策の立案の段階から、法に基づく分科会も含め、協議事項について十分に説明するなど、実効性のある協議の運営を行うこと。

また、地方側の議員の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるように見直しを行うこと。

5 地方自治法の抜本改正を

現行の地方自治制度は、地方自治法等により地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっている。そこで、地域のことは地域住民が決めることができるよう、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を踏まえた新制度の構築に向け、早急に地方自治法を抜本改正すること。

6 真の分権型社会にふさわしい道州制の議論を

道州制は、真に地方分権を推進するためのものでなければならず、また、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、その議論に当たっては国の出先機関の原則廃止及び国から地方への大幅な権限・税源の移譲、基礎自治体や大都市制度のあり方等について、「国と地方の協議の場」の活用などにより地方の意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、国の出先機関の原則廃止、国から地方への権限移譲及び都道府県から基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、税源移譲の推進等の改革を一体的に進めること。

平成25年10月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
内閣府特命担当大臣(地方分権改革)
新藤 義孝 様

神奈川県知事 黒 岩 祐 治
横浜市 長 林 文 子
川崎市 長 阿 部 孝 夫
相模原市 長 加 山 俊 夫